

# 横浜市立鴨志田緑小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### ① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ② いじめを防止するための基本理念

全ての子どもはかけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

## 2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### ① 委員会の構成員

管理職、教務主任、児童支援専任、養護教諭、特別支援コーディネーター  
学年代表、専科担当教諭代表  
必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催する。いじめが疑われた際は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校として組織的に対応方針を決定し、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

#### ◆いじめの未然防止

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在と活動を児童及び保護者に周知

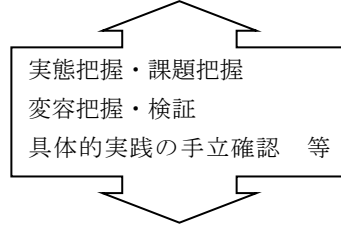
#### ◆早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（疑いを含む）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

#### ◆取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む）

◎月に1回を目途とする定例委員会・ブロック学年研究会の実施  
いじめ防止対策委員会定例委員会



ブロック学年研究会

◎いじめ防止・児童理解・児童支援・児童指導のための研修会・研究会の実施

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

- ・いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、各教育活動や取組を行う。
- ・あらゆる教育活動の中で、人とのかかわりを大切にした教育活動を実践する。  
特に、KFT（かもの子ふれあいタイム）等における縦割り活動や異学年との活動、本校の特色の一つである「まちの先生」方やボランティアの方々とのかかわり、小中一貫教育推進ブロック内児童生徒とのかかわり等の中で、人の立場や人の思いを知り、認め合ったり思いやったりすることを大切にした教育の推進を図る。
- ・人権教育や道徳教育の推進を図る、また「人権教育や特別支援教育は、学校における全ての教育活動及び学校生活の中で大切にしなければならない」ことを根幹とした教育を推進する。
- ・児童会や児童学校保健委員会等を中心とした、児童が主体的に「いじめのない子ども社会を形成する」という意識を育むため、発達段階に応じたいじめを防止する取組を実践する。
- ・インターネット等を通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進を図る。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用。

② いじめの早期発見

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知する。
- ・全職員で対応する児童指導体制をとる。特に「児童指導・児童支援委員会」「いじめ防止対策委員会」を核とし、ブロック学年を基盤とした児童理解や児童指導等の充実を図る。そして、いじめを見逃さない教職員の見守り体制をつくる。
- ・児童に対しては、定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、児童一人ひとりの状況の把握に努める。また、保護者との面談の充実を図るとともに、定期的な教育相談を実施する。
- ・いじめ防止や対応・児童理解・児童支援・特別支援教育・児童指導等の研修の推進及び充実を図る。
- ・保護者、地域関係機関と連携する。

③ いじめに対する措置

- ・いじめの発見や通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに情報共有して対応方針を決定し、記録をとる。
- ・被害児童に対しては、当該児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ・加害児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導をする。また、その過程の中で事情や心情も聴取し、再発防止に向けて適切に継続的に指導する。
- ・これらの対応については、教職員全員の共通理解の、保護者との連携のもとで取り組む。
- ・必要に応じて、警察署等、関係機関、専門機関等との連携のもとに対応していく。

④ いじめの解消

- ・いじめの解消には、アいじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること、イいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことの要件が満たされていることが必要であるので、いじめを受けた児童と保護者には継続的に面談をし、状況の確認をするとともに、再発防止に努める。

⑤ 教職員等への研修

・いじめ防止や対応・児童理解・児童支援・特別支援教育・児童指導等の研修の推進及び充実を図る。

⑥ 学校運営協議会等の活用

・「学校運営協議会」や「鴨志田中学校ブロック学校・地域・家庭連携事業」学校と地域との懇談会等を活用し、いじめの問題などを学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する仕組みづくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重要指導内容の確認、引継ぎ いじめの定義・児童理解研修	入学式、保護者説明会、学年集会等で 基本方針説明
5月	KFT（顔合わせ）	学校運営協議会① 小中全体会①
6月	KFT、YPアセスメント①実施、コンサル テーション①	
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話 し合い） ケータイ安全教室（5年）	保護者面談①
8月	特別支援研修 横浜子ども会議	
9月	人権研修（中学校ブロック合同）	学校運営協議会②
10月	KFT あいさつ運動（～2月）、ひいら ぎのつどい	学校運営協議会③
11月	YPアセスメント②、生活アンケート実 施、コンサルテーション②、人権学習、か もの子ふれあい給食	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取り組み いじめ解決一斉キャンペーン（アンケ ート・面談）	保護者面談②
1月		小中全体会②
2月	KFT（お別れ会）	学校運営協議会④
3月	年間の振り返り、新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回・随時） 教育相談の実施（毎月）	まちの先生との交流による活動

4 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時」（同項第2号）とされている。

② 発生の報告

学校は重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校はいじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。必要がある場合は横浜市いじめ防止対策基本方針を元に鴨志田緑学校いじめ防止基本方針の見直しを検討し、措置を講じる。

平成26年2月21日 策定

平成30年2月1日 改定